

令和3年5月24日改正

定款

特定非営利活動法人滋賀県就労支援事業者機構

特定非営利活動法人滋賀県就労支援事業者機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人滋賀県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）という。

(事務所)

第2条 本機構は、事務所を滋賀県大津市内に置く。

2 本機構は、原則として、滋賀県をその事業を行う地域（以下「事業地域」という。）とする。

(目的)

第3条 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、事業地域において、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、事業地域において、特定非営利活

動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）及び雇用協力事業者で構成する組織（以下「雇用協力事業者組織」という。）に対する助成、研修および開拓事業
- (2) 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業
- (3) 犯罪者等に対する就労支援事業
- (4) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業

第2章 会員

（会員）

第6条 本機構の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本機構の目的に賛同して入会した事業者団体その他地域経済団体（以下「事業者団体等」という。）、事業者、雇用協力事業者組織、雇用協力事業者、事業者以外の個人、法人又は団体並びに本機構の会員として入会意思のある役員
- (2) 賛助会員 本機構の事業を賛助するために入会した者

（会員の種別等）

第7条 正会員は、一種会員、二種会員、三種会員、四種会員及び本機構の役員とする。

- 2 一種会員は、本機構の目的に賛同して入会した事業者団体等とする。一種会員は、犯罪者等の就労の支援が治安の面から重要であることを傘下の事業者に周知させるなど本機構の事業の推進に協力する。
- 3 二種会員は、本機構の目的に賛同して入会した事業者とする。二種会員は、理事会で定める会費を支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 4 三種会員は、本機構の目的に賛同して入会した三種組織会員及び三種事業者会員とする。
 - (1) 三種組織会員は、雇用協力事業者組織であって、その組織に参加している雇用協力事業者ができる限り犯罪者等に就労の機会を与えることができるよう努めるなど本機構の事業の推進に協力する。
 - (2) 三種組織会員は、その組織の代表的立場にある者を本機構に届け出なければならない。

- (3) 三種事業者会員は、雇用協力事業者であって、できる限り犯罪者等に就労の機会を与えるよう努めるなど本機構の事業の推進に協力する。
- (4) 三種組織会員の組織に参加している雇用協力事業者については、その組織ごとにその事業者の承諾を得て雇用協力事業者名簿に登載し、本機構が直接連絡折衝できるようにしなければならない。
- 5 四種会員は、本機構の目的に賛同して入会した事業者以外の個人、法人又は団体とし、理事会で定める会費を支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 6 正会員は、毎年度、本機構の事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。
- 7 賛助会員は、理事会で定める会費を支払うなど本機構の事業の推進に協力する。

(入会)

第8条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会で定める手続により会員となる。

- 2 入会の申し込みがあったときには、会長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会における出席正会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金等の精算)

第12条 既に納入した会費その他の拠出金は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以上20人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうちから、会長1人、副会長2人、常務理事1人を置く。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の中から、総会において選任する。ただし、それらの選任が補充の人事を行うなど急を要するときは、理事の互選によることができ、その場合は、次の総会に報告しなければならない。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、本機構の理事又は職員を兼ねてはならない。

(会長、副会長、常務理事及び理事の職務)

第15条 会長は、本機構を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、本機構の業務について、本機構を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本機構の常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本機構の業務を執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本機構の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会における出席正会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、無給とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第21条 本機構に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会において選任する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に答える。

4 顧問は、毎年度、事業計画、活動予算、事業成績、活動決算その他重要事項の報告を受ける。

第5章 会議

(種別)

第22条 本機構の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び活動決算

(2) 役員の選任及び解任並びに職務

(3) 顧問の選任

(4) 定款の変更

(5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 会員の除名

- (7) 解散及び合併
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して総会の招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4号の規定により、監事が招集したとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号に規定する請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開催日の少なくとも14日前までに会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面により、全正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した正会員の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の

決議があったものとみなす。

(総会における議決権等)

第30条 各正会員の議決権は平等とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（滋賀県特定非営利活動促進法施行条例第3条の2に定めるものをいう。）により表決し、又は他の正会員を代理人として表決することができる。
- 3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集の年月日
 - (2) 開会の日時及び場所
 - (3) 正会員総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する)並びに賛助会員総数及び出席者数
 - (4) 目的たる事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 事務局の運営、事業計画、予算に関する事項

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から14日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、開催日の少なくとも7日前までに、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面により、通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長は、自ら理事会に出席できないときその他の場合に、あらかじめ副会長に理事会の議長として、議事の運営を委任することができる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。
- 2 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における議決権等)

第38条 各理事の議決権は平等とする。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。
- 3 前項の規定により、書面により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会に代える書面付議)

第39条 簡易な事項又は急速を要する事項については、理事全員に書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の議事録)

第40条 理事会を開催したとき又は前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、次の各号(前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、第2号に代えて、書面の回答を期限とした日時とする。)に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集又は書面による付議の年月日
 - (2) 開会の日時及び場所
 - (3) 理事総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)
 - (4) 目的たる事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成及び区分)

第41条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益

- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

2 本機構の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 本機構の資産は、理事会の議決を経て、会長が定める方法により、会長が管理する。

(会計の原則及び区分)

第43条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 本機構の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第45条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。会計年度の途中におけるその重要な変更も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益支出することができる。
- 3 前項の収益支出は、新たに成立した予算の収益支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第47条 本機構の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後2か月以内に、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上繰越金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更及び本機構の解散

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 本機構は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により本機構が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 本機構が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、更生保護法人滋賀県更生保護事業協会に帰属するものとする。

(合併)

第51条 本機構が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本機構の公告は、本機構の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 本機構に、その事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(施行細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、本機構の成立の日から施行する。

2 本機構の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	宮 崎 君 武
副 会 長	河 本 英 典
副 会 長	岳 尋 幸
常務理事	佐 藤 良 治
理 事	小 林 徹
理 事	大 道 良 夫
理 事	夏 原 平 和
理 事	沢 井 進 一
理 事	苗 村 藏 光
理 事	塩 見 和 夫
理 事	小 倉 新 造
理 事	藤 井 正 男
理 事	八 幡 知 行
監 事	一ノ宮 規代子
監 事	肱 岡 勇 夫

3 本機構の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、本機構の成立の日から平成23年6月30日までとする。

4 本機構の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、本機構成立の日から平成22年3月31日までとする。

5 本機構の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本機構の設立当初の会費は、第7条第3項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

二種会員	1口	10,000円 (1口以上10口以下)
四種会員	1口	10,000円 (1口以上)
賛助会員	1口	10,000円

7 平成26年5月16日 一部変更

8 平成28年2月22日 一部変更

9 平成30年5月29日 一部変更

10 令和3年5月24日 一部変更

この写しは、原本と相違ないことを証します。

令和 3 年 6 月 10 日

特定非営利活動法人 滋賀県就労支援事業所

会 長 大道 良夫